

政令番号394 ベリリウム及びその化合物

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬登録 製剤	登録製剤以 外殺虫剤	その他	
1	北海道							4.8E+1	47.9
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県							3.0E+1	30.2
6	山形県							1.5E+1	15.5
7	福島県							1.4E+2	141.4
8	茨城県							3.0E+1	30.2
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県							2.4E+1	24.1
15	新潟県								
16	富山県							1.0E+1	10.2
17	石川県							2.5E+1	24.5
18	福井県							2.5E+1	24.5
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県							9.5E+1	94.9
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府							4.1E+1	40.5
27	大阪府								
28	兵庫県							1.0E+1	10.4
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県							1.9E+1	19.4
33	岡山県							3.0E+0	3.0
34	広島県							3.2E+1	32.0
35	山口県							2.3E+1	22.8
36	徳島県							6.0E+1	60.4
37	香川県								
38	愛媛県							2.3E+1	22.5
39	高知県								
40	福岡県							1.5E+1	14.7
41	佐賀県								
42	長崎県							7.8E+1	78.3
43	熊本県							3.2E+1	32.1
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県							2.0E+1	20.5
	全国							8.0E+2	800.0